



近代初頭に於ける英國農村風景

(星田氏論文及び解説 88 頁参照)

ロンドン新冒険商人組合の設立

——所謂「オールダーマン・コケインの企畫」なる事件について——

星 田 輝 夫

【梗概】 新冒険商人組合が従来の冒険商人組合に代つて設立された事情をいくつかの観点から考察してみたのである。この新組合の設立、舊組合の廢止と云ふ問題は英國經濟史上普通にオールダーマン・コケインの企畫と云ふ名で呼ばれていて有名な事件ではあるけれども、いつも正面にすえられず他の主題をあつから際傍系的に論じられてにすぎないようなので、一度正面にすえて考察してみたいと思つたのである。色々な観点からながめてみると、當時のイギリスに於ける政治上、經濟上、社會上の重要な現象が實はこの新冒険商人組合の設立という一つの焦點へ向つていようにさえ受取られるのである。

は し が き

英國經濟史上「オールダーマン・コケインの企畫 Alderman Cokayne's Project」と云ふ名で呼ばれている事件がある。つまり、一六一五年に、當時のロンドン市年寄役

Alderman であつた、ウィリアム・コケイン William Cokayne 並びにその一派の人々が、従来の冒険商人組合

Company of Merchant Adventurers に對して、新冒険商人組合 The King's Merchant Adventurers of The New Trade of London を設立し、國王ジェームズ一世がこれに特許狀を授與したことを中心とする一連の事件を指すのであつて、歴史的には大きい意義をもつものであつたといふことは既に周知のところである。

所で、此の事件の少くとも一つの焦點は、右の特許狀授與であり、特許狀には新組合の設立理由、組織、事業なら

びに諸特權がごまごまと述べられてある。従つて此の事件について考察し何らかの結論に到達するためには、この特許狀そのものゝ内容を詳細に検討することも是非必要な手續きの一つであると考えられるのであるが、實はこれに對して從來餘り深く注意が拂われていないのではないかと思われる。そこで私はこの特許狀の内容を分析しつゝそれを通じて新組合の設立事情を検討し、この事件の意義をもう一度考えてみたいと思つたのである。

更に、此の事件の歴史的な意義についても、それが大きいものであつたと云う點については一致してゐるけれども、或る場合にはこの事件をスチュアート絶對王政の財政上から取扱ひ、他の場合には英國の對和蘭毛織物工業の問題として取扱ひ、更に或る場合には所謂スチュアート・コーポレイションの問題として取扱つてゐると云う有様であつて、この事件はいつも他の主題を取扱ふ際傍系的に論じられてゐるのである。そこで私はこれらのいくつかの觀點を一應整理綜合してみることもあながち無駄な手續きではないと考へたのである。

一、第一スチュアート絶對王政と

ロンドン新冒險商人組合

先ず最初に、國王ジェームズ一世が一六一五年二月にロンドン新冒險商人組合へ授與した特許狀を検討しつゝ、第一スチュアート絶對王政とこの組合との關係をさぐつてみたい。特許狀の本文にはこの組合の設立理由が次のように述べられてゐる。

「我が英國を單なる羊毛生産國から毛織物生産國へ轉身させたのはエドワード三世の偉大な業績であつた。今や、我が國を未染色未整理毛織物輸出國から染色整理品輸出國へ轉身させることは自分の事業たるべきであると考え。と云うのは、從來の如く未染色未整理品を輸出してゐたのは、それによつて我が英國の國富を増大することが覺束ないからである。そこで右の目的を實現するために、自分は先ず最初、この事業を企てるよう從來の冒險商人組合に申入れを行つたのであるが、該組合は「不可能である」と主張してこれを拒否したのである。こうして舊冒險商人組合の拒絶に會つたわけであるけれども、自分は初心を貫徹しようと思ひ、この事業を始めさせるために、ロンドン市

及びその他の諸地域に居住する有能な人材を集めることを企て且つそれに成功したのである」

右の前文を素直に受取れば、新冒險商人組合の設立と、當時周知の事實であつたジェームズ一世自身の差迫つた財政的必要との間には、殆んど何の關係もないように見えるが、これはむしろ當然のことであつて、いやしくも國王が自分のつくつた組合へ授與する特許狀に、彼自身の差迫つた財政上の必要からであると明文で書ける筈がないであらう。従つてこの問題を解決するための手掛りの特許狀そのものの中から見出さうとすれば、設立理由を宣言しているこの前文よりも、むしろ特許狀の文言全體にわたつてその眞意を検討する方が適當であることは言ふまでもない。そこで更に進んで、この特許狀のそれ以下の文言をたゞつてみると、この特許狀には、右の前文において新組合の設立理由として述べられているところと矛盾する諸規定が行われているのである。今これらの諸規定をかいつまんで述べてみると次のようになる。

先ず「組合の總裁には差當り我がロンドンの年寄役ウイリアム・コケインが就任する。」そして「國王ジェームズ一世の従兄弟のトーマス・スチュアート、サアフォーク

伯爵、イングラント大藏大臣」などと云うジェームズの側近が「王立ロンドン新冒險商人組合の組合員として参加すること」が規定されている。一方、「この組合は」中心となる「毛織物についてだけでなく、一般に英國の商工業に於いて、廣範圍な管理權、課稅權および貿易獨占權を行使することを許可され」更に「國王の官吏が、イングラントの各港灣において、本組合が上記の諸特權を完全に行使することが出来るように協力することを命ぜられ」ている。而も「この組合が上記の諸特權を行使することによつて得られた全收入は組合自身の費用に充當することを認可されているのである。」

かくしてこの組合を通じて王の金庫に彼の財政をまかなうために必要な資金の蓄積されることは明らかであり、更に又、

「特に禁止されていない商品のうち、この組合が適當と考へる總ての商品を輸出入する自由をこの組合に對して授與する代りに、ジェームズ自身がこれに對して組合から直接に稅を受けとる。」尙又、「未染色、未整理のまゝでの毛織物輸出を廢止して英國から海外へ輸出される毛織物は全部染色整理した上で輸出するようにする」ことがそもそもこ

の特許狀授與の目的である筈にかゝらず、「王の從兄弟にあたるカムバード伯爵に一反當り二シリング八ペンスを支拂うことによつて未染色未整理毛織物の輸出がこの組合に對して許可せられる」とまで本特許狀は規定する。

こうなれば、この特許狀の前文にもかゝらず、本組合の構成、事業殊に諸特權及び收入と國王ジェームズ一世の金庫との關係は最早明瞭であろう。つまり新組合はジェームズが彼の財政的必要から設立を許可したものであると云うことについては、この特許狀を少しく検討することだけからでもほぼ結論しうるのである。

更に我々が次のような當時の事情を顧みれば、新組合と彼の財政との關係はますます明白となるであろう。實は、ジェームズ一世は一六一四年に國會を解散せしめていたから、國會の協贊を経て初めて取り立てることの出来る税金が全部彼の金庫に入らなくなつてしまつたのである。然し彼の財政を賄うために必要な資金は、何らかの方法でこれを手に入れなければならないから、この資金の入手方法について種々の思案がめぐらされた。ところでこれらの思案の一つとして次のような提案が國會解散の翌年にあたる一六一五年に彼の廷臣の一人であるライオネル・クラランフ

イールド卿によつて行われたのである。卿は國會の協贊を必要とする諸税金のかわりに、それを必要としないところの保護關稅を取りたてればよいと提案したのである。卿のこの提案が採用され、そこで次に保護關稅を取立てる對象が物色せられた。所が丁度一方で一六一四年に、前記のウイリアム・コケイン及びその一派の人々が、従來のように未染色未整理のまゝでの毛織物輸出を中止して、英國からの毛織物輸出は全部整理染色品で行うようにしようとする目的をたて、そのために必要な計画ならびに諸準備が彼等によつて行われていたのである。この二つの事情を比較すれば、ジェームズが彼の財政を國會なしに賄うために、國會の協贊を必要としない保護關稅を取立てる對象を物色していた際、恰好のものとしてこのコケイン一派による計畫を選び、一六一五年に、上述のような内容をもつ彼の特許狀を授與して新組合を設立せしめたのであらうと云ふことは想像に難くないところである。

このようにしてロンドン王立新冒險商人組合設立理由の一つは第一スチュアート絶對王政の上述のような財政的必要にもとづくものであつた。

「註」①本特許狀の原文は A. E. Bland, P. A. Brown, R. H.

Trawney: English Economic History Select Documents, 1914, pp. 451-460, に集録せられてゐるものを用いた。以下本稿に引用した本特許狀の文言はすべてこれによつた。

二、新冒険商人組合と舊冒険商人組合

ジュームズの特許狀の前文によれば、

ジュームズが、「従來行われていた未染色未整理毛織物の輸出を廢止し、英國からの輸出毛織物は全部整理染色済み品で行ふことを企てた際、その事業を實行するようにと彼が最初に申入れを行つたのは、他ならぬ従來の冒険商人組合に對してであつた」

所でこの舊組合は、實は既に一四〇七年ヘンリー四世から組合創設の特許狀を下附せられ、これによつてアントワープを永久根據地として英國の對ドイツ並びにネーデルラント貿易の獨占權を授與され、次いで一四四六年ブルグンド公から彼の領内に於ける自由貿易の特許狀を、更にチューダー家の始祖であるヘンリー七世からは特別の保護を受け、一五〇六年には王の積極的な助力によつて當時のイスパニアから、フランドルを除くネーデルラント一帯のイス

パニア領における自由貿易權を獲得することに成功したのである。一五四九年にはハムブルクがアントワープと共にこの組合の有力な根據地となつたが、更に一五六四年にもエリザベスの特許狀によつて北歐貿易の獨占權を確認され、一五八五年に於けるアントワープの陥落以後はロツテルダムに本據を移し、本特許狀が新組合に下附されるまで活躍しつづけて來たのである。英國が單なる、原料としての羊毛の生産ならびに輸出國から、工業生産品としての毛織物の生産ならびに輸出國に飛躍し其の後たくましく發展し得たのは實にこの組合の活躍にまつところが大であつたのである。そして少くとも十六世紀の中頃まではこの組合こそは所謂國民的な貿易業者として英國の毛織物生産ならびにそれを基軸とする貿易事業に雄飛していたのであり、チューダー絶對王政の財政的金融的支柱としての重要な意義をもつに至つたのである。エリザベスの藏相であり、その治世にイングランド通貨の改正を斷行した例のトーマス・グレンシャム卿が當時の舊冒険商人組合の最有力な一員であり、アントワープに於いても活躍した人物であつたと云う事實を顧みるだけでもこの組合とチューダー絶對王政との關係はほゞ察し得られるのである。實にこの組合は莫大

な關稅の徵收、それを擔保とする貨上などによつて、十七世紀初頭に至るまでの英國國王の財政にとり、恰も十七世紀中葉以後の金匠や殊に後のイングランド銀行にも比すべき地位に立つたわけであり、少くとも十六世紀の中頃までは國王だけでなく全英國國民の利害に強く結びついていて、財政收入を金融的に媒介することによつて絶對王政を促進するという關係に立つていたのである。更に十六世紀中頃以後は漸次所謂國民的な性格を喪失するに至つたけれども、エリザベスの治世及びジェームズ一世の最初の十年間を通じて、イギリスの外國貿易の大部分且つ利益の多い部分にとつては依然として唯一の公認通路であつた。つまり英國の行方對ネーデルランドならびに對ドイツ貿易の獨占權をもち、それによつて、英國で用いられる外國製品の輸入の大部分のみでなく、英國の指導的商品である毛織物の輸出を統制していたのである。特にこの組合の輸出した毛織物の大部分が未染色未整理毛織物であつたと云うことの意義については後述したいと思つてゐる。

さて右のような事情を顧みれば、ジェームズ一世が「未染色未整理毛織物輸出を廢止して整理染色品輸出を企てたとき、彼が先ず最初にこの組合に對して申入れを行つた」

のは寧ろ當然であらう。

然るに本特許狀の前文によれば「この組合は彼の申入れを不可能だとの理由で拒否したのであり」そこでジェームズとしては已むを得ず「ロンドン市及び其の他の諸地域に居住する有能な人材を集めたのである」と主張されてい、舊冒險商人組合に代つて新冒險商人組合が設立されたのは、舊組合がジェームズの目的とする事業を引受けなかつたから已むを得ず新組合を設立せしめたのであり、最初から新組合によつて舊組合を乗取るつもりでは決してなかつたと云うわけである。

併し新組合の取引先として本特許狀が指定するところは「フランスのカレー、南北ネーデルランド、ハムブルク及び其の他のドイツ諸地域、ブルグンド公領であつた地域」であり、貿易品は「染色整理済毛織物及び特に禁止されてゐない商品であれば如何なる商品でも取引が許可されるのである。」更に新組合は「新組合員でなくて而も新組合の上述の取引先と商品取引を行う全英國國民を管理する權限を與えられ、また新組合の出す諸命令諸規則に服させるため、違反者に對してはその違反者が英國人である限りなにとたるを問はず、諸々の一時金、科料、投獄其の他の刑

罰を課することが出来、こうして徴集された諸罰金は新組合の費用にあてゝよい」のであり、更に「新組合は上述の諸地域と貿易するすべての人々に對し、また、上述の諸國へ輸出される全商品(單に毛織物だけではない)に對して合理的な賦課および税金を課する權威と權能とをもつことが許されている。」其の上「英國の諸々の官吏は、英國の總ての港灣に於いて、今後如何なる英國臣民もまた如何なる外國人も、本特許狀によつて新組合が取引する上述の諸地域へ、我が國産品であれば如何なる商品でも、又如何なる船舶によつても、輸出することをみだりに許可しないこと。但し新組合或はその總裁が認可或は指定する船舶により、新組合或はその總裁が指定する商人によつて運搬されるところの、新組合或はその總裁が認可した商品はこれを除くものとする」と規定している。そこでこれら一聯の規定と舊組合に關して上述したところを照合してみると、この特許狀によつて、從來舊組合が占めていた地位に、今や新組合がつくようになったことが決定されたわけであつて、新組合が舊組合の活動範圍を完全に奪取することは明らかである。^①

成程本特許狀の前文によれば、先ず最初にジェームズが

申入れを行つたにもかゝらず舊組合が拒否したのであるから、新組合の設立により舊組合が没落するに至つても、それは英國の國富を増大するためには已むを得ないことであるとして、新組合の設立に向つた如くではあるが、一體、舊組合を全滅させないで濟むような任方で、新組合の設立が出来なかつたのであろうか。新組合設立、舊組合廢止のいきさつを述べている本特許狀のこの前文は餘りにも表面的であるし右の疑問に對しては一言もふれていない。英國經濟、殊にチューダー絶對王政の財政に對して、上述のように重大な關係を而も長年月にわたつてもちつずけて來たこの舊組合との絶縁を決意するからには、ジェームズ自身としても餘程種々な事情を考慮に入れていたのであろうし、問題はそう簡單ではなかつた筈であり、少くとも上述のような内容をもつ新組合の設立が完全に舊組合を破滅させるに至ることは特許狀下附の事前既に明らかなき筈である。だから餘りにも簡単に述べられた舊組合廢止についての本特許狀の前文を一應問題外にして新組合の設立と舊組合の廢止について少しく検討してみたいと思ふのであるが、この際本特許狀の次のような文言がこの間に對して何らかの示唆を與えないであらうか。

「王の従兄弟にあたるカムパーランド伯爵に一反當り二シリング八ペンスを支拂うことによつて、新組合は同伯爵の許可を得て、未染色未整理毛織物を輸出することが許される」

元來この新組合は、特許狀によれば「英國産毛織物の染色、整理及び染色整理、濟み毛織物の輸出ならびに統制」を目的としたものであつた。而も未染色未整理品の輸出が右のような條件で新組合に對し許可されるならば、未仕上製品輸出禁止を基本とする新組合の設立理由はこの文言の解釋の仕方によつて骨抜きになつてしまふわけであり、従つて新組合設立の眞の理由は實は別のところにあつたのではなからうか。そこで本特許狀の右の文言から私は次のように考えたいのである。

つまり新組合設立の結果ジュームズ及び新組合がその本意に反して舊組合に打撃を興えることになつたのではなくて、むしろそもそも最初から、王及びコケイン一派、少くともコケイン一派による舊組合乗取りが企畫されて居り、それが新組合設立となつて現われたのであらうと。

勿論私も新組合設立の第一目的が新組合による舊組合乗取りであつたと主張し得るだけの根據はもたない。併し乍

ら、新組合設立目的を新組合による舊組合乗取り以外のところに求め、その目的實現の結果として、舊組合に打撃を興えることとなつたのであると云う主張、——例えば大塚教授の見解——に對しては賛意を表し難い。新組合の設立、舊組合の廢止という問題は、大塚教授の主張されるよりもずつと計画的であり、兩組合の對立はもつと直接的であつたと見たいのである。實は一六一〇年頃から英國の染色技術も漸く上達の途に附いたのであり、この情勢を利用助長せんと企てたのは、コケイン一派として當然のことだつたであらう。だからこの新情勢を背景としてコケイン一派は未整理品輸出禁止並びに整理染色品輸出を敢行し、これによつて未染色未整理品輸出に依存する舊組合を打倒して、舊組合のもつ諸特權を自己の掌中に收めようとする計画を樹立したのであつたと考えたいのである。

或はこの新組合設立、舊組合廢止なる事件について、少くとも次のようには主張出来ないであらうか。一六一五年當時既に、この新舊兩組合をもその中に含む所謂前期的商業資本家層の存在の基礎を揺がすようになつていた農村資本元を始めとする新興の産業資本家層ならびに近代型商業資本家層の大攻勢に對して、完全な統一戦線に立つべき前期

的商業資本家層が、遂にこの事件を一つの契機としてはつきり分裂するに至つた（——從來とても勿論彼等相互では利害の對立があつたのであるが新興産業資本家層に對しては一應共通の利害の上に立ち得ていた——）のであり、新舊兩組合がこの新情勢に對處するのに、一方が他を完全に犠牲にせねばならぬ程正反對の見解と行動とをとり、而も後述するように、新組合の事業が完全な失敗に終つたと云うことは、徒らに舊陣營の勢力および英國々民の彼等に對する信用を弱めるに役立つばかりで、それがまた逆に新興の産業資本家陣營のより以上の繁榮をますます可能にした一つの原因であつたと。成程新興産業資本家層がみずからの實力によつて繁榮の途につき、それにつれて利害の相反するに至つた前期的商業資本家層を壓倒するようになったことは、勿論特筆されねばならない主流的な史實ではあるけれども、前期的商業資本家層内部に於けるこのような紛争、戦線の不統一もまた、舊陣營そのものゝ没落を早め、逆に新興陣營の發展をいよいよ可能ならしめた原因の一つであり、殊にこの場合、當時の英國經濟の中心に位する毛織物生産ならびにその輸出を直接支配する二つの組合の事件であり、それが更に國王ジョージムズの特許狀を廻つて展開されている

だけに、その意義は大きかつたと云えるであらう。

(註) ① M. James; *Social Problems and policy during The Puritan Revolution, 1630.* pp. 161—2 によれば、一六五六年に、當時英國のハンブルグ駐劄官であつたりチャード・ブラッドショーなるものの報告書の中に「冒險商人組合がはじめてハンブルグに進出した時には八〇、〇〇〇ないし一〇〇、〇〇〇反の毛織物を販賣したものである。然るに現在では二〇、〇〇〇反を決して越えることがない」と云ふ言葉がある。ところで本稿の對象であるジェームズの特許狀には「新組合は今後三年間はさしあつて年三六、〇〇〇反を輸出する。その後は英國産毛織物の輸出をこの組合で一手に引受る……」とある。従つて新組合が舊組合の事業に大打撃をあたえたことはこれからでもほゞ明らかであらう。

② 大塚久雄、近代歐洲經濟史序説(上) 九二頁及び三九一頁の註5 昭和十九年版

三、農村織元と新冒險商人組合

十六世紀の中頃までは、都市並びに農村の織布業者によつて生産される毛織物は、原則的には「都市の織元」の手

を経て都市の毛織物商や冒險商人組合に販賣され、それらの毛織物商及び冒險商人組合の手によつて、國內及び國外へ賣出されていたのである。毛織物がこのような道を経て消費されている間は、農村における半農半工の中産的毛織物生産者層の數が増加すればする程、都市の織元も毛織物商も冒險商人組合も、總てそれだけ利益を増大出来るわけである。従つて十六世紀の中頃までは、都市の織元や毛織物商、冒險商人組合などの前期的商業資本家層も、農村生産者達（所謂「ヨーマン」の中には彼等の上層部が含まれているのである）の繁榮を阻止するどころか、逆にこれを奨励したのであり、斯くして「チューダー絶対王政」とこれらの前期的商業資本家層と獨立自營の「ヨーマン」とは、封建領主に對して共通の利害の上に立ちつゝ、「チューダー絶対王政」を推進して來たのであつた。

所が一六世紀の中頃以後になると、農村地域の中産的毛織物業者は、彼等の生産する毛織物を、從來のように都市の織元や毛織物商、冒險商人組合の手を経ないで、彼等と發生系統を同じくする農村地域出身の、當時としては非法な所謂もぐり商人達に賣り渡し、この商人達の手を経て英國内に、更に外國へは、これまた當時としては非法で

あるもぐり貿易業者の手を経て、さばき始めたのである。

つまり毛織物直接生産者は、今や羊毛を自分でつくり或は購入して、それを原料に自分で織り上げた毛織物を、自分と發生系統を同じくする農村出身の商人に掛賣りし、商人がその毛織物を販賣してから、その賣上げ金によつて毛織物生産者たる彼に支拂うという信用方向をとり、少くとも直接生産者である彼が商人から獨立し、逆に商人が彼に從屬するに至つたのである（近代型商人層の發生）。而も彼等はこの頃になると、益々全國的な規模に發展して行き、更に資本ないし經營規模の點ではれつきとした産業ブルジョアにまで成長している者も出て來たのであつて、英國經濟史上「農村織元」と呼ばれるのは彼等を指すわけである。（生業の重心は半農半工から完全に工業の方へ移行してしまつてゐる）。所で、農村の織元及びその下層としての半農半工的毛織物生産者が増加して、而も彼等の生産する毛織物が、都市の織元——都市の毛織物商人——冒險商人組合の手に渡らずに、もぐり商人やもぐり貿易業者に賣渡されるようになれば、農村織元及びその下層の毛織物生産者が増加するだけ、都市の織元——毛織物商人——冒險商人組合などの前期的商業資本家層の利益が、それと反比例的に

減少して行くわけである。尙その上、都市の中産的な毛織物生産者（彼等が所謂都市のヨーマンなのである）が、原料である羊毛を都市の織元から前借し、その返済のために織り上げた毛織物を渡すと云う仕組で都市の織元に支配搾取されるのをいさぎよしとせず、都市を逃れ出て都市織元の支配の届かない農村地域^①に落着き、そこで土地を手に入れ、元來農民出身の毛織物業者にまじつて、これまた半農半工の農村毛織物生産者となり、更に農村織元に成長して行つたのであるから、都市の織元等はますますその繁榮基礎をゆるがせられるに至つたのである。情勢がこうなつて來ると、毛織物の國民的な生産者層と云へば、それは農村の織元およびその下層の毛織物業者であり、毛織物の國民的な商人層といえは、むしろかえつて、當時としては尙非合法であつた所謂もぐり商人並びにもぐり貿易業者となつてしまつたのである。そしてこれと對立する都市の織元——都市の毛織物商——冒險商人組合などの前期的商業資本家層は、逆に、國民的な性格を喪失して行き、而もかゝる必然的情勢に反抗して自己の地位を保全するために、農村織元——もぐり商人——もぐり貿易業者を壓迫し、彼等のこれ以上の發展を阻止しようとして、チューダー絶對王政の公

權力を發動させるに至る。このようにして彼等は、今や、反動化したのであり、十六世紀中葉以後に於けるいくつかの法律はそれを物語るものである。併しこれらの反動的な諸法律の施行にも拘らず、農村織元及びそれに味方する新大陸貿易業者などの勢力は、英國下院における所謂「獨占論争」をひきおこし、この情勢におされて一六一〇年には農村織元層が解放されるに至つた。實はこのような情勢のさなかに、コケイン一派を中心とする新冒險商人組合が、上述の特許狀を授與せられて設立されることゝなつたのである。

所で農村毛織物業者の生産する毛織物は、從來未染色未整理のまゝで彼等の手をはなれ殊にもぐり商人の出現以後は未染色未整理のまゝ國內、或は外國へ賣り出されていた（舊冒險商人組合も農村毛織物を未仕上白生地のみ大量に輸出していたのである）。従つて例の特許狀を受けた新冒險商人組合が、この特許狀の主旨を勵行すればするだけで、農村織元の系列に立つ社會層の發展は、阻止されるわけであり、少くとも、農村織元の系列に立つ社會層を、コケイン一派が所謂「問屋制」とは異つた仕方では支配出來るようになるのである。むしろそれは農村織元系列發展の阻止と

云うよりも、前期的商業資本による農村織元系列——少くとも農村織元——支配の方法の轉換であつた。コケイン一派は當時無限に發展して行く農村織元層ならびにその系列に立つ社會層を、ジュームズの特許状をもつところの新冒險商人組合の設立と云う新しい方法で支配し、それによつて自己の支配權を再建しようとなつたのである。換言すれば、スチュアート絶對王政——コケイン一派（の前期的商業資本）——都市の仕上工と云う構成によつて、イギリス毛織物生産販賣に對する支配組織を再編成せんとしたものであり、新冒險商人組合設立の意義はこの點にもあつたとみてよいであらう。更に我々が次のような事情を考慮に入れるならば、新冒險商人組合が舊組合に代つて登場しなければならなかつた理由が、ますます明白となるのではなからうか。實は、十六世紀中葉以來の都市業者による英國毛織物業界支配組織は、絶對王政——都市織元、毛織物商、舊冒險商人組合等の前期的商業資本家層——これら都市業者の支配下にある直接生産者（工業資本の所有者）と云う系列をもつ組織の保護育成、農村織元——もぐり商人——もぐり貿易業者と云う系列をもつ非公認組織の彈壓、と云う形をとつていた。併しこの支配組織には次のよ

ロンドン新冒險商人組合の設立（星田）

うな致命的弱點があつたのである。つまり舊冒險商人組合が、當時いまだ非合法的存在であつた農村毛織物生産者の未染色未整理品を大量に、購入して、これをそのまゝ大陸へ輸出して來たことがそれであつて、それは、それによつて莫大な富がチューダー並びにスチュアート絶對王政の金庫に入つたとしても、この舊冒險商人組合による農村白生地輸出は、チューダー並びにスチュアート絶對王政下における都市業者の前述のような英國毛織物業界支配組織にとつては、一つの痛であつた。ところが一六一〇年になつて農村織元が解放されるに至つたのである。だから舊冒險商人組合が従來よりも公然と而もますます大量に農村織元の白生地を購入輸出して、都市業者の支配組織を崩壊せしめるに至る公算が更に大きくなつたことは、想像してよいであらう。従つて農村織元を解放した以上、舊冒險商人組合に代つて、何か新しい組合が出来なければならぬのは、都市業者の側からみれば、當然のことだつたであらう。新冒險商人組合はこうして設立されたのであつた。

註①「都市」と云ふのは封建的なギルド的自治權をもつ所謂

Corporate towns であり、「農村」とはこの「都市」以外の

ギルド的自治權の及ばない地域及びギルド的自治權をもたない

都市を指す。

②一五三四年、ヘンリー八世治下「ウィスターシアー内に於ける織元に關する條例」。一五五五年、メアリ女王、織布工條例。一五五七年、毛織物製造に關する條例。一五五八年毛織物製造に關する條例。一五七五年の條例。

四、毛織物工業に對する

保護政策と新冒險商人組合

しばしば述べて來たごとく、この新冒險商人組合は「未染色未整理毛織物を染色整理する組合」であり、「同時に整理染色済み商品を輸出する」組合でもあつて、その目的とするところは、「英國からの輸出毛織物は全部整理染色の上輸出するように、全英毛織物工業界ならびに貿易業界を統制する」機關たることである。

所で絶対王政の公權力による未仕上白生地毛織物輸出禁止、整理染色済み毛織物輸出奨励なる保護政策は、この新冒險商人組合の設立をもつて最初とするのではなく、寧ろこれはチューダー絶対王政以來の一聯の保護政策の一環として實現されたものであつて、實は既に一四六七年には羊

毛絲及び未晒毛織物輸出制限法が、同八七年には未整理毛織物輸出制限法が、夫々發布されて居り、一五五五年には織布工條例が施行されてその中で織布工が縮絨や染色を兼業することを禁止してある。だから未染色未整理品輸出を制限し、整理染色品輸出を奨励する保護政策は、一六一五年における新冒險商人組合設立の際のジェームズ一世の上述の特許狀下附によつて、遂に制度としては完成されるに至つたと云えるわけなのである。

そして更にこれら一連の保護政策から次のような傾向が看取されるのである。即ちイギリスが單なる羊毛生産國から毛織物生産國に轉身したエドワード三世の時代以來、絶対王政の公權力によつて認可された業者による毛織物の生産並びに販賣の組織を育成するため、絶対王政がその公權力で強力に保護政策を實施して來たこと、中でも殊に都市の仕上業者の利益が保護されて來たと云うことが看取出来るわけであるが、このことは次に示すエリザベスの特許種目表を檢討することによつて更に明瞭となるであらう。

一五六一年から一六〇〇年に至る間に女王が認可した特許種目の主なるものを列擧すると大體次のようである。^①

石鹼の製造販賣、硝石採掘、明礬の製造販賣、碓黃の採

掘、油、鹽の製造販賣、硝子の製造販賣、布類、皮革仕上陶器の製造販賣、浚漉機の製造販賣、排水機の製造販賣、製粉機の製造販賣、熔鑛爐および爐の製作、帆布の製造販賣、カルタの製造販賣、マインズ・ロイヤル會社 *Company of Mines Royal* の設立ならびにその會社の事業、ミネラル・アンド・バタリーワークス會社 *Company of Mineral and Battery Works* の設立ならびにその會社の事業、鯨油の製造販賣、澱粉の製造販賣、紙の製造販賣、酢の醸造販賣、皮革の製造販賣、新毛織物の製造販賣、綱の製造販賣、居酒屋及びビール店開業許可權、賭博宿の免許狀下附權

以上で約二十六件あるわけであるが、今これらの特許種目について簡単に説明してみると

一、石鹼は單に一般家庭の消費用としてだけではなく、更に羊毛より羊毛蠟、塵埃、などを除くに用い、羊毛絲又は毛織物から脂肪酸を洗除し、更に毛織物に縮絨をほどこす際に用いられる。要するに石鹼は毛織物の生産には最初の工程から最後の工程に至るまで是非必要な材料である。

二、明礬は羊毛或は白生地毛織物の染色には最も重要な媒染劑である。つまり酢の中へ明礬を入れると所謂醋酸ア

ルミナ液が出来るわけであるが、この液が媒染劑として重寶なのである。

三、硫黄は硫酸をつくる時に用いる。硫酸は毛織物工業に關しては、明礬石をこの硫酸にひたしてその上澄みから明礬を製造するのである。更に硫酸は炭酸ソーダをつくる際に必要なのであるが、この炭酸ソーダが、石鹼製造の原料であるだけでなく、直接には石鹼と共に、毛織物を仕上する際、毛織物の油氣を除く精練劑として重要なのである。更に毛織物漂白劑としての所謂酸性硫酸ソーダは硫酸を原料とするし、尙、硫酸そのものは毛織物についた除去しにくい植物性夾雜物を除くに用いられる。

四、油は少しく漠然としてゐるけれども、これも單なる食料品としてだけではなく、石鹼製造には缺くことの出来ないものであり、實は一六二三年頃から始まつて例の「長期議會」に於いて白熱化する石鹼製造獨占論争の中心議題が石鹼製造の原料たる植物性油脂および動物性油脂殊に鯨油 *Whale Oil* を廻つて展開されたことは周知の事實に屬する。^②

五、鹽も單なる食料品としてだけでなく、交織毛織物の媒染劑として用いられるものであり、又、石鹼製造の原料

として用いられる。

六、マインズ・ロイヤル會社およびミネラル・アンド・バタリーワークス會社、毛織物の生産に必要なブラシを製造するためには針金、釘などが先ず生産されねばならぬ。然るに針金や釘などは、エリザベス以前においては、英國内に殆んど生産されず、大部分がアントワープを経てイギリスに輸入されていたのである。エリザベスはこの兩會社に針金ならびに釘の生産を行わせたのであつた。

七、鯨油は石鹼製造に特に必要な原料である。鯨油を廻つての石鹼獨占論争については先にもふれた如くであるが、更に一六五二年の英國議會におけるグリーンランド近海の捕鯨漁業權を廻つてのモスコイ會社の獨占に對する自由捕鯨漁業者の攻撃^③も、單に食料品としての鯨肉や鯨油の問題だけならば、あれ程の烈しい論争を呼び起さなかつたであらう。

八、澱粉も單なる食料品としてだけではなく、毛織物殊にビロード織の仕上のりの材料に用いられたであらうことは想像にかたくない。

九、酢も單なる食料品としてだけでなく、そのまゝでも染色劑として用いられるし、更に上述の如く、明礬をこれ

に入れれば最も普通な最も有効な媒染劑となる。

一〇、硝石探掘、新大陸市場ならびに東印度市場獲得のためには戰鬪も必要であり、火藥の製造には硝石が是非必要なのである。イギリスの最重要輸出品は云うまでもなく毛織物である。

一一、浚渫機、排水機は沼澤地方における所謂「圍込み」に關係するが、これは牧羊につらなる。

そこで次に、カルタ、居酒屋の開店免許狀下附權、賭博宿の免許狀下附權などと云うものを一應除外してみると、この特許種目表には毛織物生産に直接間接關係する種目が非常に多く、而も大切なことにはそれらの種目が毛織物生産工程のうちでは特に染色、縮絨其の他の整理工程に關係し、従つて特許の重心は仕上工程におかれていたと云うことが云えないであらうか。

斯くして兩絶對王政の公權力が都市の毛織物工業のなかでも殊にその仕上工程を受持つ業者を保護育成するのに力をそゝいで來たことが考えられるのである。

こう云つても勿論都市の織元の利益を保護するための政策がとられなかつたなどと云うのではなく、それどころか都市の織元を保護するために諸々の法令が一六世紀中頃以

來殊に續々發布せられていることを見逃しているわけではないのである。けれども、例えば前述の一五三四年のヘンリ八世の條例、一五五五年の織布工條例、一五五七年の毛織物製造に關する條例、一五五八年の同種の條例、一五七五年の條例などから歸納し得ることは、これら一連の諸條例によつて農村織元を壓迫して都市の織元を保護したと云ふこと、更にこれらの條例における但し書きが諸地域における農村織元の勢力の増大を如何ともし難いものとして絶對王政が認めるに至つたことを示すものであることも勿論ではあるが、それよりも寧ろ絶對王政公認の毛織物生産販賣體系が、既にとりどころで述べて來た新情勢に應じて、次第にその重心を織布業から仕上加工業に移して行き、織布そのものは農村織元に委せ、それに比例して仕上加工及び販賣の點で全英國の毛織物工業を支配しようとする傾向を次第に強くして來ていると云ふことである。極言すれば、都市毛織物工業の實質は織布業よりはむしろ仕上業にあり、それがエリザベス晩年に至るに従つて次第に明瞭な姿を表面にあらはして來たまでである。

このように見て來れば、一六一五年に設立された新組合が、一方では貿易業者であると共に他方に於いては染色、整

理業者であることの意義、ならびにこの組合に對して與えられた特許狀の意義が、やゝ明瞭になつて來ないであらうか。農村織元の解放および新組合の設立は右の傾向の最高段階である。

當時の毛織物生産に於けるイギリスとネーデルランドとの關係は、後述するように、織布業と仕上業との關係であつたが、それはそのままイギリス國內毛織物生産に於ける農村對都市の關係なのであつて、都市の毛織物工業の重心はむしろ仕上加工業にあり、農村毛織物工業の重心は織布業にあつて、この傾向が遂に一六一〇年における農村織元の解放、一六一五年における新組合の設立をもつて決定的となつたといふべきであらう。

(附註) ① 經濟論叢第六十四卷第四・五・六號 (昭和二十四年十二月)

堀江英一氏「初期獨占」一四五頁

② M. James: *Social Problems and Policy during the Puritan Revolution 1630-1660*, 1930. pp. 135-138.

③ M. James; pp. 151-5.

④ 堀江氏前掲論文、一四二頁。

五、所謂スチュアート・コーポレーションと

新冒險商人組合

十六世紀後半のエリザベス治下に於いては、都市の織元——毛織物商——冒險商人組合などの前期的商業資本家層は極く少數な自分達だけで、彼等のために、實際に毛織物を生産する多數の生産者達を支配していたのである。この多數の生産者は、所謂都市のヨーマン(=小親方層)と呼ばれた中産的な織布工、仕上工及びその下層の日雇職人や徒弟などからなっていた。所でこれら多數の生産者達は規模は小さくても一應産業資本の所有者であるから、エリザベス治下に於いては、組合は少數の親方たる前期的商業資本家層で親方になれない多數の小さな産業資本の所有者を支配すると云う構造をもつていたわけである(=所謂エリザベス朝カムパニーの構造^①)。

所がエリザベスの晩年頃になるとこの構造が根柢から動搖させられるに至つた。つまり既に女王治世の最初から都市のヨーマンが都市を脱出して農村地域へぞくぞく移住するに至つているがこの傾向は著しくなるばかりであつた。

ひるがえつて、本特許状によれば、「新組合は差當り、

三六、〇〇〇^②反の白生地を染色整理する」仕上業組合なのである。このような組合であるためには、何よりもまず仕上工が多數この組合内にあつたらねばならない。所でロンドンを中心とする新組合がこれを成し遂げるためには、どうしても當時最も有力なロンドンの仕上工を組合の構造内に入れなければならなかつたのである。輸出業者であると共に先ず染色整理業者である本組合にとつては、仕上業自體がその中心的業務の一つであること云うまでもない。

所で新組合をエリザベス時代のような前期的商業資本の寡頭支配の形で構成することが、最早不可能な時代であることは右に述べた通りである。斯くして新組合はロンドン仕上工(=産業資本)のイニシアティブのもとに新しい構想をもつて設立されねばならなかつた。

尤もロンドン仕上工を中心とする全國の仕上工の側から云えば、農村の業者の生産する毛織物は、十六世紀中葉以後になると未仕上白生地のまゝ、ますます大量に、舊冒險商人組合やもぐり業者の手を経て賣り出され、彼等の方へ仕上加工のためにまわつて來なくなつたし、更に都市の織布工が前述のように農村地域へ大量に脱出し、そこで未仕上白生地品をそのまま販賣するに至れば、都市の仕上工は

自分達の生活手段を根柢かう奪いさられるようになるわけであり、従つて農村織元に對する彼等の反撥心は察するにあまりあるものがあつたであらう。コケイン一派はこれを利用してのである。新組合の設立は同時にロンドンその他の仕上工（一〇、〇〇〇と算定されている）が甦生出來る方策でもあつた。

新組合は、このようにして、コケイン一派等少數の前期的商業資本家による、多數の小産業資本の所有者層に對する寡頭支配の形をとらずに、多數の小産業資本（仕上工）のイニシアティブの下に組織せられたのである。所謂スチュアート・コーポレイションはかくして成立したのであり、新組合設立の意義はこの點にも見出される。これは組合組織の變質であり、前期的商業資本の大きな護歩であつたと云えよう。

併しながら、それは單なる護歩ではない。この組合は染色組合であると同時に、毛織物輸出組合であり統制機關でもある。つまりこの組合こそは、前期的商業資本家がスチュアート・コーポレイションと云う生産的基礎の上に足場を保ちつゝ、而もその商人的な性格を前面に押し出して、著しく國庫的、金融的な獨占特許組合の性格を帯びる

に至つたものであり、このことは本稿第一章においても述べた如くであるが、何よりもこの特許狀の本文がそれを雄辯に物語つてゐる。

〔註〕①商業資本と産業資本との基本的對立の上に、實は更に商業資本の内部でも例へば毛織物業の場合には輸出商たる舊冒險商人組合と本質的には商人雇主である都市の織元とが對立し、産業資本の中でも小親方と職人とは雇傭者對被傭者として對立してゐた。

②この一反は、巾一ヤール半、長さ二六ないし八ヤールである。

六、オランダ毛織物業と新冒險商人組合

左に掲げたのは一六一〇年頃に於けるオランダ海運量の一端を示す表である。

この表がしめすオランダの貿易先はバルチック海沿岸地域ほか十三地方となつてゐる。このうちフランス、ドイツ、イスパニア、ポルトガル及びフラングースの各海岸（本表では一應沿岸航行欄に一括されてゐるとみてよいであらう）へは *Ships* と呼ばれる小船で貨物が運搬されたのである。従つてこの表の船舶數については右の各方面へ航行する船

Destination 行 先	Number of Ships 船舶数	Tons	Crew 船員数
		Burolen 貨物量 (噸單位)	
Baltic バルチック	3,000	300,000	38,000
Archangel アルハンゲルスク	20	2,400	560
Denmark and Norway デンマーク及ノルウェー	500	45,000	10,000
Spain イスパニア	2,000	200,000	50,000
Italy イタリー	600	78,000	15,000
Coasting voyages 沿岸航行	10,000	268,000	40,000
Canaro Isles カナリア諸島	60	4,000	1,320
Barbary バルバリ地方	50	4,000	1,200
Guinea ギニー	10	1,250	400
St. Thomas セント・トーマス	10	1,000	250
Angola アングウラ	8	800	200
Brazil ブラジル	15	1,500	375
S. Domingo サント・ドミンゴ	6	450	120
East Indies 東印度	7	4,200	2,100
China 中國	3	600	300
Total 計	16,289	911,200	159,825

船舶数が、他の方面へ航行する船舶数に比較して、貨物量のわりに非常に多いことを注意しなければならぬ。更にこのの表においてはイスパニア、デンマーク、ノルウェー向けの一部分が沿岸航行の欄の中に再び含まれているから、「沿岸航行」欄の各数字についてはこのことが考慮に入れられねばならない。こうしてみるとバルチックへの航行がオランダからの各地向航行の中では非常に貨物量ならびに

船員数の多いことが明らかになる。オランダ貿易にとつては對バルチック海貿易がその基軸の一つをなしていたわけである。

次にオランダ毛織物工業についてであるが一六一〇年頃に於いては、それは既に仕上加工業を主軸とするものに變化していた。勿論有力な織布業もなかつたわけではないけれども。所でオランダ毛織物工業における仕上加工の材料たる未仕上毛織物は何所からもたらされたかと云えば、主として舊冒険商人組合或はもぐり業者の手を経て英國からもたらされたのである。つまりオランダ毛織物工業ならびに毛織物貿易業は、未仕上とは云え一應

出来あがつた毛織物を大量にイギリスから輸入してそれに仕上加工をほどこし、改めてオランダから諸地方へ輸出すると云う構造をとつていたのである。バルト海沿岸向をはじめとするオランダの輸出品の中ではこのオランダ産毛織物が重要な位置を占めていたことについては問題がない。

然るにジェームズの特許状によれば、新冒険商人組合の取引先は「フランスのカレー、南北ネーデルランド、ハム

ブルク其の他のドイツ諸地域、ブルグンド公領であつた地域」であり、貿易品は「新組合に對して特に禁止せられていない商品なれば、如何なる商品でも許可されている」が、殊に重要なものは言うまでもなく新組合の目的たる未仕上毛織物輸出禁止、仕上品輸出奨励によつて保護された染色整理済み毛織物である。所で染色整理済み毛織物輸出は、オランダ毛織物工業がイギリスから輸入された未仕上毛織物の仕上加工にその重心をおいて居る以上、オランダ本國に對しては全然期待出來ず、結局ハムブルクを中心としバルチック海沿岸地域に主力をそゝがねばならないのは新組合設立計画が樹立される際に既に考慮せられていたであらう。

然るに上述のように、オランダの市場の中ではバルチック海沿岸が最も重要である。而もそれだけではない、新組合が仕上品を初め一切の輸出品を新組合に許された取引先に輸出しようとすれば、至るところで當然眞正面からオランダと競争せねばならぬことになる。その際問題となるのは毛織物に關する限り、何よりも先ず仕上技術の點である。従つて新組合側としてはオランダにまさる仕上加工技術を英國毛織物業界が所有せねばならないと云う見地に立

ち、そこで本特許狀に規定する如く、この組合は何よりも先ず染色整理組合として發足したのである。

次に新組合の發展にたいして妨害となるオランダ商品を驅逐するためには、市場に於いて競争すると共に、更に一歩すすんでオランダ毛織物業そのものに打撃を加えることが效果的であり、そのためには未仕上品のオランダ向輸出禁止を行えばよいのである。つまり新冒險商人組合の事業のうち英國産未仕上毛織物輸出禁止の方に成功すれば同時に、他の整理済品輸出なる事業に一應成功し得るわけである。だから新組合による舊組合の乗取りが新組合設立目的の一つであつたと云うこと——第二章——が認められる場合でも、新組合は、この目的を例の特許狀にもられたような手段で實現すれば、それは同時にオランダを相手にすることであると云ふことを最初から豫想していたであらう。従つて新組合設立目的の中には英國毛織物輸出工業を發展させるためのオランダ打倒も數えられていて、その際その據點が都市の仕上業に求められたのであつたとも見てよいであらう。ところがこれに對して舊組合はむしろオランダと組みつゝその據點を未仕上品をつくる英國農村の織布業におき、彼等農村の織布業者の發展を自己の發展と並行し得

る限りに於いて助長せんと努めて來たのであり、斯くして舊組合から新組合への轉換は、輸出工業としての英國毛織物工業體系の轉換を意味するのである。

所で新組合の設立が積極的にオランダ打倒を目的としていたとしても、それは同時に舊組合打倒となること、否むしるこの二つの問題は表裏の關係に立つものであるだけに、同時に一つの目的として、オランダならびに舊組合打倒が計画されそれが新組合の設立となつて現はれたのであると云うことが想像出来るのである。併し少くとも、オランダ毛織物工業に對抗することが目的であつて、その結果として舊組合に打撃を興へることになつたのではないことは第二章に述べたところからでも明らかであらう。

後述するように新組合は大失敗に終つたのであるが、オランダ毛織物工業に對抗してこれを壓倒するためには、換言すれば、新大陸貿易と東印度貿易とを自己の手中に収めるためには、イギリスの毛織物工業が全工程を自國內で完成出来、整理染色済み品をもつてオランダ商品と優劣を争うようにならねばならないことは當然である。こうなれば毛織物生産の全工程を自國內で行い得る英國と、イスパニア産羊毛を輸入することによつて行われている相當有力な

織布業も存在するとは云いながら、英國産毛織物の仕上加工に重心をおくオランダとではその勝敗は明瞭である。コケイン一派の狙いが奈邊にあつたにせよ新冒険商人組合が設立せられて、染色整理技術の向上にも本格的な努力がはらわれるに至り、又完成毛織物として輸出することが奨励されたのは、英國毛織物工業が今後大飛躍をとげるためにはどうしてもいつかは行わなければならない問題の解決を早くも試みたものであつた。やがてオランダが英國に敗れるに至る世界史上の大轉換は、英國毛織物工業が獨立工業の形で發展し、オランダのそれが所謂トラフィック工業の形をとつていた結果にもよることはもはや周知のことにくする。

因註① P. J. Blok, *History of the People of the Netherlands*,

1900. Part III, p. 333.

②同上脚註①

③同上脚註③

七、新冒険商人組合設立の結果

ところで、新冒険商人組合設立の結果は、特許狀の前文

に於いてジェームズ一世が期待した如く、英國の國富を増大し得たであらうか。

先ず新組合設立直後に於ける英國毛織物業界の實情の一端を示すと思われる資料^①を検討してみることとする。この資料は一六一六年九月に開かれた英國樞密院會議の席上、ジェームズ一世の參考に供するためジュリアス・シーザー卿 *Sir Julius Caesar* なる者が用意した手記の一節であつて、殊にロンドン市の狀況がよく判るものである。この資料によると

(1) 先ず有能な委員が選任せられ、これらの委員が毎週 *Blackwell Hall* へおもむいて毛織物の検査を行うこと、検査の結果、不合格品は織元へ返品し、合格品はこゝ二年間にわたり適正價格として通用して來た價格によつて正しく評價し、新冒險商人組合にその毛織物を強制的に購入させること。

(2) 上記の適正價格による毛織物購入を拒否する新冒險商人組合員が現在非常に多數であるが、彼等は今日の如き絶望的な状態を招いたことに對して、國王及び國家（の公權力に引用者）を濫用したかどにより、星廳 *Star Chamber* から糾弾せらるべきである。

(3) 新組合の入手した一時金は全額、市場における滞貨一掃のため毛織物の購入に充當せらるべきこと。

(4) 一〇、〇〇〇ポンドの財産を所有していると査定せられたロンドン市民には、ロンドン市長命令をもつて、最少限一、〇〇〇ポンドを出資して毛織物を購入せしめると、殊に、五、〇〇〇ポンドの財産を所有していると査定された毛織物商はいずれも、一、〇〇〇ポンドを出資して毛織物の購入をすること。

(5) 王の顧問、廷臣及び彼等の召使たちは、次の復活祭が來るまでは、その衣料にブロード・クロス以外を用いてはならない。こうすることによつて毛織物商が次の復活祭までに生産せらるべき毛織物を購入する勇氣が出るように協力すべきである。若しこの命令に違反する者あらば投獄および宮廷參入差止の刑に處すること。

右の資料から先ず、新組合設立後一年七ヶ月にして既に莫大な量の毛織物の滞貨が出來、ロンドン市及び王室をあげてその對策に腐心しなければならぬような不況の到來したことが看取出来る。殊に第(5)項に明記されているブロード・クロスとは、他ならぬ新組合が事業始めにさしたつて染色整理と輸出とを引受けた三六、〇〇〇反の毛織物

の殘品であつただらうことは想像に難くない。つまり新組合は約束の如くには仕上品の市場を開拓出来なかつたのである。

一方、農村地域の様子はどうなつたかと云えば、新組合設立の結果、一つには未仕上品輸出禁止となつたため、一つには、後述の如く、オランダが英國産の仕上品は勿論未仕上品に至るまでポイコットを行つたため、英國からの白生地輸出が大打撃を受けたわけである。そこで大きな人口にのぼる織布工(一〇〇、〇〇〇)をかゝえている農村地域からは非常な不平の聲が起つて來た。と云うのはこれら農村地域は輸出用白生地の織布によつて生計をたてゝいるからである。

更に、對外、殊にオランダとの關係はどうなつたかと云えば、新組合が設立せられその活動を始めた結果、未仕上の白生地がオランダに向けて輸出されなくなつたのは上述の如くであるが、そこで英國産未整理品輸入に依存しているオランダとしてはその報復手段として、仕上品であろうと未仕上品であろうと區別なしに、英國産毛織物に對してオランダの各港灣を閉鎖したのである。すると英國政府としても單にイングランドのみではなく、スコットランド、

アイルランドからのオランダ向毛織物輸出禁止を行つた。ところが羊毛がビールに變装されてオランダへ流出しているとの噂が立つに至つたので、更に英國政府はオランダからの食料品輸入を拒否してアイルランドからの供給で賄い、オランダの漁業者が公海で漁業を行うのを妨害し、英國の各港灣へ寄港する全オランダ船舶に對して、その船荷の四分一は染色整理済み毛織物を積んで出港するように強制する計畫を立てたのである。所が事は對オランダの問題に止まらなかつた。更に他の諸國がオランダの方針に従つたからである。こうして關稅戰が勃發しあらゆる方面へ惡影響を與えつゝそれは長期間繼續したのである。殊にその被害の著しかつたのは英國であつた。^⑧

之を要するに新組合設立の結果は八方ふさがりであつた。だから遂に新組合も、仕上品輸出を廢止して白生地輸出に轉向する許可を求めるに至り、更に一六一七年一月にはジェームズの特許狀を投出してしまつた。そこで舊冒險商人組合が復活し、同年後半期になつてジェームズ自身も新組合に關する全計畫を完全に放棄するむね宣言したのであつた。こうして新冒險商人組立は完全な失敗に終つたわけである。

所以この新組合失敗の原因は色々擧げることが出来るであらう。上述の如く、オランダ及び他の諸地方が英國産毛織物に對して各自の港灣を閉鎖したため、輸出品の滞貨が莫大な量にのぼつてその處置に窮したと、及び輸出用白生地地の織布に依つて立つ農村地域が不平を爆發させるに至つたこと、又イギリス仕上技術がオランダのそれに對し立遅れていたこと、更にオランダの織布業がイギリスからの未仕上品輸入杜絶をカバー出来るだけの實力をもつていてイスパニアからの羊毛輸入によつてこれをやつてのけたことなどが最も大きい原因であらうが、尙最後に、當然あつたと考えられる舊冒險商人組合の、英國内外殊にオランダ及びバルト海沿岸地方における新組合の活動に對する妨害や、新組合に對する各地の不信用も、新組合の事業が失敗に終つた原因の一つとなつたであらうことは想像に難くないところである。

こうして新組合が失敗に終り、舊組合の復活となつたけれども、兎に角新組合の設立によつて舊組合を疎外したことは、舊組合のジェームズ一世及びコケイン一派に對する反感、ひいては第一スチュアート絶對王政への反感の原因となり、そのためでもあらうか、(實に一六四〇年から始まる

長期議會に於いて、議會の多數議員から舊組合の「獨占」に對してはげしい攻撃が加えられた程であつたけれども、それにも拘らず大内亂時代を通じて、當代第一の實業家と自他共に許したクリストファー・バック卿 *Sir Christopher Backe* に率いられた舊組合は、チャールズ一世に敵對する議會側についたのである。この舊組合の供給する軍資金は議會側にとつて貴重であり、結局議會側を勝利へ導いた一つの原動力であつた。更に所謂初期獨占の廢止を一應完成したプロテクトレイトの時代にも、この組合と東印度會社だけは存続し得たのである。これは當時クリストファー・バックの實力と舊組合の財力とがクロムウェルにとつて是非必要なものであつたし、又、舊組合の側からすれば、第一スチュアート絶對王政への反感と、時代に對する見透しがあつたためであらう。元來清教徒革命を成就させた大内亂時代は、英國國內經濟組織に關する限り「獨占の廢止、營業自由の勝利」が實現された時代であつた。もつとも外國貿易に關しては自由貿易でなく保護政策を強調した時代ではあつたけれども。然しいずれにせよ、獨占廢止、營業自由の勝利をその目的の一つとした清教徒革命において、ロンドンの進歩的な資本家層の議會側に立つたことが議會側を勝利へ導

いた原因の一つであつたことは既に通説に屬するけれども、このロンドン資本家層の中に、所謂近代型商人層に交じつて、當時最もその獨占的地位を攻撃された舊冒険商人組合の姿が力強く浮かび出ていたことに注目すべきである。

勿論こう云つても、清教徒革命の目標が獨占廢止、營業自由の實現にあつたこと、而もこれが見事に成功したのであつて、ただ舊冒険商人組合のみが上述のような皮肉な理由で存続し得たのであつたと云うことを否定するわけではない。極言すればクロムウェルは最大の敵一人を生かし、その財力によつてそれ以下のすべてを敵を倒すことに成功したのであつた。

(註①)前掲、English Economic History, Select Documents,

1914, pp. 489-91.

② 一三九七年創立のロンドン毛織物市場

③ G. Uwin, Industrial Organization, pp. 150-63.

む す び

以上私は幾つかの觀點から新冒険商人組合設立の問題を考へて來たのであるが、尙もつと多くの觀點から考察されねばならないのは勿論である。殊に、從來ばらばらに行わ

れて來た新組合に關するいくつかの考察を整理綜合してみたいと云う最初の意圖を滿たすことが出來ず、やはり幾つかの問題を羅列するにとどまつてしまつた。併し新冒険商人組合設立の問題は當時のあらゆる問題に結びついているから、この新冒険商人組合の設立と云う一つの焦點をつかめば當時の事情を考へるのに便利なことだけはたしかであると思う。

(一一二頁より)

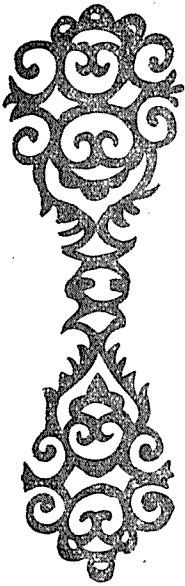
歴史的發展が遂行せられてゐる事を忘れてはならない。以上のような點に私は本書について少なからぬ疑問を抱くのであるが、何よりも世界史の現實に對する正しい認識に立ち斬新な方法をもつて手際よくまとめられた本書はすぐれた概説書といふべきであらう。殊に著者の意圖したように多くの點について夫々考へさせてくれる。また特に近代中國の部分は現代に直接する中國近代社會への著者流の理解が示されており、またそういった理解の仕方にはわれわれとして首肯出來ない點も多いのであるが、何れにしてアメリカの指導的な東洋通としての著者が、今起りつゝある東洋の現實を理解しようとする仕方をここから讀み取る事が大切である。著者がその爲めに約半分を割いた「近代中國」以下の章は、同様におれわれにとつても最も重要な問題として眞剣に考へなければならぬものを含んでおり、それについて紹介出來なかつた事をおわびする次第である。

(昭和二五年九月・岩波書店刊・岩波新書本二五二頁・九〇圓)

皮革は、布製であるかの如き印象を與える。此等に附した鍔は、二個見出された(圖版の2)。其等は大いさが四・三×四・六種の矩形を呈し、銀の鑄出に係かつている。鍔の細い周邊には、珠文を連ね、内に山羊と、其れを攻撃する獅子を浮彫で現している。鍔の四隅には、皮革に着裝する爲の孔が、各々一つ宛、穿たれている。また鍔の下部には、革の垂飾りを懸ける爲の孔が見られる。山羊は、尻部を低くし、前脚を上げ、獅子は前脚を上げ、後脚で立ち上つてゐる。獅子が山羊の鼻面を銜えんとする構圖は、既に第一號墳の出土物(註)に見た所でもあり、また『アム河遺寶』やアッシリヤの遺物にも檢出されるモチーフである。

履物としては、二組の靴が発見されたが、共に婦人用の半長靴である。一組のより簡素の方は、婦人が現に穿いていたもので、其の前の方の部分は、婦人の切斷された足を

第九圖



入れたまゝ発見された。この靴は、皮革、甲革、胴革の三部よりなつてゐる。皮革は、厚い、強靱な、併し好く鞣された革から作られ、幅が頗る狭い。靴底には、革を切り抜いた第九圖のような圖文が縫いつけられてゐる。圖で明らかのように、この圖文は、ロータス文の一層便化したもので、前のやゝ幅の廣い蹠の部分と、より狭い踵の部分とで、文様は同一である。甲革は、暗色の一枚の革から作られ、内部に於いて、臚糸で皮革に縫いつけられてゐる。甲革の表に出された面は、滑である。甲革と胴革との界には、羊毛で作つた赤い平打紐が繞されている。胴革は、豹の毛皮が用いられ、毛を外にしてをり、其の上に金箔や錫箔を置いたモール風の革紐の裝飾が附されている。

第二の靴は、前者と同じ寸法ではあるが、裁斷が幾分違ふし、またずつと豪華である。甲革は、赤染めの薄い革から作られ、表面には、赤い羊毛の切れで裝飾が施されてい

口 繪 解 說 圖 版 一

十六世紀中葉イギリス農村におけるヨーマンの生活

(野良仕事と羊毛刈込)

人々のつけている立派な衣服と彼等の住宅の良さが目立つ

(星田雄夫)

ENGLISH SUMMARY

SPECIAL NUMBER

HISTORY OF TEXTILE INDUSTRY

The Development of Cotton Industry in Hirano-gō Settsu

Kazuhiko Takao

The author says that the emergency of modern society in Japan was the result of the gradual development of various branches of industry under the feudal system, where the cultivation of cereal plants was the key industry. The development of cotton production in the Yedo or Tokugawa Period was one of the significant examples of such a development. The development of cotton production has, however, a history of troublesome events. It was achieved only through the struggles fought by peasants against various barriers imposed under feudalism. Such a movement is revealed in the history of the development of cotton production in Hirano-gō, where the peasants played the role of torch-bears.

The Establishment of the King's Merchant Adventurers of the New Trade of London

The So-Called Alderman Cockeys's Project

Teruo Hoshida

The author considers, from various angles, the situation which led to the establishment of the King's Merchant Adventurers of the New Trade of London in place of the Company of

Merchant Adventurers. In spite of the fact that this so-called "Alderman Cockeys's Project," as is generally known, is a very significant event in the history of the England of that time, it has been hitherto treated rather as a side issue. The author, who takes this event as his main theme here, thinks that this event seems so important that other contemporary events of importance, political, economic and social, had converged on it.

The History Silk Industry at Komatsu

Tadakuma Iwai

Throughout the Tokugawa Period the silk manufacturing at Komatsu, Kaga, was under the double control of the lord of Kaga on the one hand the official guild on the other. The manufacturers at Komatsu also used to receive investment from the so-called Kaga silk wholesalers in Kyoto. During the Bunka era (1804-1817) there prevailed the system where the independent weavers make fabrics from the raw silk furnished by silk merchants. The silk manufacturing at Komatsu at that time was a sort of domestic industry under the sway of wholesale merchants. It suffered from bad business in the closing days of the Tokugawa Shogunate owing to the competition with the more efficient silk manufacturing industry appeared in nearby villages and Daijōji town. This situation resulted in compelling the lord